

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要な施策のひとつであると考えており、以下の目的の実現のために全社を挙げて取り組んでおります。

- 1 経営に対する透明性の向上と公正性の確保
- 2 経営の意思決定の迅速化
- 3 ステークホルダーに対する経営責任・説明責任の明確化
- 4 子会社の事業活動の管理・監督

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任しており、独立した立場から取締役会等の場において積極的に発言するとともに、社外監査役を含む監査役と必要に応じて面談を実施し、独立した客観的な立場で情報交換・認識共有を行うことで、経営に対する監督機能・助言機能を十分に確保しており、現時点でその人数は適切であると判断しております。

なお、今後の中長期的な企業価値の向上のために、独立社外取締役の増員を含めた企業統治体制の在り方について適宜検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

1 . 政策保有に関する方針

当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、取引関係の維持・強化など、取引先および当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、株式を保有しないことを基本方針としております。

2 . 議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢および社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断することとしております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき取締役会規程において、取締役会の事前承認を得なければ、取締役の競業取引や自己取引を行ってはならない旨を定めております。

また、主要株主等との取引を行う場合には、重要性の高い取引について、事前承認を行っております。なお、主要株主等との取引条件については、他の一般的な取引と同様に、市場価格等を勘案し決定しております。

なお、関連当事者間取引の有無については、年に1回、調査を実施し、取締役会において監視を行っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

1 . 当社は、「オペレーティングリースシステム」を通じて、環境保護と経済成長が両立する社会の形成に貢献していくと同時に、社会・企業・従業員の平和と発展のため、事業活動に精励してまいります。

2 . 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要な施策のひとつであると考えており、以下の目的の実現のために全社を挙げて取り組んでおります。

- (1) 経営に対する透明性の向上と公正性の確保
- (2) 経営の意思決定の迅速化
- (3) ステークホルダーに対する経営責任・説明責任の明確化
- (4) 子会社の事業活動の管理・監督

3 . 株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬のうち、賞与部分は当期純利益をベースに従業員の賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、会社業績との連動性を確保しております。

4 . 役員候補者については、以下の事項を指名方針としています。

- ・人格に優れ、高い倫理観をもっていること
- ・当社の企業理念の実現に向けて行動できること

社外役員については、以下についても考慮しています。

- ・専門的知識と経験を保持していること
 - ・客観的な立場から取締役の業務執行の監督や経営面での助言ができること
- 上記方針に基づき、役員候補者の検討を行い、取締役会で決議します。

5. 取締役候補者及び監査役候補者の選任・指名理由の開示

当社は定時株主総会の招集ご通知において、取締役候補者及び監査役候補者の経歴の詳細等、選任に際して重視した事項を個別に開示しております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

取締役会は経営の意思決定・監督機関として、法令または定款で定める事項や、長期経営方針、事業運営計画等当社の取締役会規程に定める重要事項について意思決定をしております。また、決裁規程等で金額等具体的基準を設けて決裁権限を経営陣に委譲しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法ならびに東京証券取引所が定める基準をもとに、以下の当社独自の基準を満たす独立社外取締役を選定しています。

- 過去5年間に、当社及び当社の関係会社(以下併せて当社グループという)並びに特定の企業等と以下の利害関係を有していないこと。
 - 当社グループから、年間1千万円を超える金銭その他の財産を受け取っていないこと。
 - 以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役、その他の役員でないこと。
 - 当社グループとの年間取引額が当社グループあるいは相手先の連結売上高の2%を超える企業等
 - 取引額にかかわらずメインバンク、監査法人等当社グループと実質的な利害関係を有する企業等
 - 当社の大株主(発行済株式総数の10%以上を保有)である企業等
 - 当社が大株主(発行済株式総数の10%以上を保有)となっている企業等
- 当社グループの役員の配偶者あるいは2親等以内の親族でないこと。
- 第1項に該当する者と生計を一にしていないこと。
- その他、独立役員としての職務を果たすことができないと合理的に認められる事情を有していないこと。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社は、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を12名以内と定めております。知識・経験・能力のバランスが取れるよう多彩な経歴を有する人材を候補者に選定しております。また、社外取締役については、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある人材を選定しております。

補充原則4-11-2

当社では、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任している取締役・監査役はならず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

なお、取締役および監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

補充原則4-11-3

当社では、取締役及び監査役全員を対象に、取締役会の構成および運営について網羅的に自己評価・自己分析を行うアンケート調査を毎年一回実施し、その集計結果に基づき、取締役会にて議論を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげる運用としており、現在の取締役会のあり方や運営に実効性があることを確認しております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

当社では、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っております。社外取締役・社外監査役については、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施し、会社の事業等に対する理解促進を図っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主総会における株主との対話は最も重要であると考えております。また、個別の面談の要望があれば検討の上、対応しております。総務部をIR担当部署としており、株主からのご意見については、適宜IR担当者より取締役会への報告を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塚本 博亮	224,386	6.46
株式会社オーガスト・エイト	211,400	6.08
塚本 四女子	126,503	3.64
塚本 幸司	97,273	2.80
デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ パリ्यू ポートフォリオ	61,799	1.78
小野 好昭	39,700	1.14
塚本 貴文	36,600	1.05
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	35,100	1.01
土居 治代司	35,070	1.01
岡崎 衛	29,300	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井 巧	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 巧	○	_____	松井巧氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見地を有し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。 (独立役員に指定した理由) 松井巧氏は税理士事務所を開設していますが、当社とは取引関係が一切なく、また社外取締役として株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しておりますので、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に監査役会を開催し、監査の効率性を高めるため、会計監査人との情報交換を密に行い、監視体制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西野 但	税理士													
櫻井 信之	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西野 但	○	_____	永年大阪国税局に勤められ、最近の税務・会計にも詳しく、当社監査役として厳格な監査を行う上で適任と考えております。 (独立役員に指定した理由) 「有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない高い独立性があり、一般株主と利益相反の生じない恐れがないためであります。
櫻井 信之		_____	永年大阪国税局に勤められ、最近の税務・会計にも詳しく、当社監査役として厳格な監査を行う上で適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
--------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

厳しい経営環境の中、業績の安定と、継続的黑字企業へ脱却に向けて、全役員一丸となって業務遂行中ではありますが、現時点においては、インセンティブ付与の必要なしと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社が前期に支払った役員報酬等の総額は125百万円であり内訳は以下の通りであります。

取締役(9名:兼務役員を含む)・・・98百万円

監査役(2名:社外監査役を除く)・・・16百万円

社外役員(3名)・・・9百万円

なお、上記金額には基本報酬(使用人兼務役員の使用人給与(賞与を含む)相当額を含む)の他に役員賞与、役員退職慰労金及びそれぞれの引当金繰入額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬のうち、賞与部分は当期純利益をベースに従業員の賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、会社業績との連動性を確保しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会は毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催しておりますが、取締役会の決議内容については余すところなく、出席監査役を通じ、監査役会において監査役全員に報告を行っております。

また、必要に応じて出席取締役により追加説明を求め、情報の共有を密に行っております。

また、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上使用人を指名することができるものとしております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役10名で構成しております。取締役会は毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催しております。各取締役より業務執行状況について報告が行われており、重要事項についてはすべて付議されております。

(2) 監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役は4名体制をとっており、2名が常勤、2名が非常勤であります。監査役4名のうち、2名は社外監査役であり、定期的に監査役会を開催し、監査の効率性を高めるため、会計監査人との情報交換を密に行い、監視体制の充実に努めております。

監査役のうち2名は取締役会にはすべて出席している他、社内の重要な各種会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視し、業務の執行状況を監査できる体制となっております。

(3) 会計監査

会計監査は、有限責任監査法人トーマツを選任し、公正不偏な立場から監査が実施されております。前期(平成30年3月期)において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の状況は次の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名と継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 幸彦 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 伊東 昌一 2年

会計監査業務に係る補助者

公認会計士 4名 会計士補等 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名と社外監査役2名を選任しており、高い独立性及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監視監督により、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知は概ね法定の3営業日前に発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知を発送前日に公表し、株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるようしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、決算情報、決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIRに関する担当部署としております。	
その他	アナリスト・機関投資家からの要請に応える形で、機関投資家訪問を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する説明責任を果たすため、ホームページの改良等を含む、IR活動の充実化を図ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、企業理念である「社会と、我が社の企業と、我が社の従業員とその家族が、永遠の平和と、幸福をかちとる企業活動たること」にもとづき、取締役及びグループ会社を含む全従業員が、法令遵守はもとより、社会人・企業人として求められる倫理観・価値観に従い、誠実に行動することを経営活動の原点とする。

内部統制システムの構築は、以下の3点から、最も重要な施策であると考えます。

- (1) 上記基本方針にもとづく企業活動を実践し、企業内統一行動を図る。
- (2) 業務の効率性と、経営の透明性を高める。
- (3) 財務報告への信頼性確保と、企業価値の向上。

(基本方針に基づく内部統制システム構築のための体制)

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は企業理念である「社会と、我が社の企業と、我が社の従業員とその家族が、永遠の平和と、幸福をかちとる企業活動たること」の精神を取締役以下グループ全使用人に継続的に伝達し、コンプライアンスの徹底に努める。

取締役はこれを率先垂範して実践し、従業員への啓蒙・指導に努める。

代表取締役社長はコンプライアンス全体に関する総括責任者として、総務部長と連携し、コンプライアンス体制の構築及び整備にあたる。

また、公認会計士や、弁護士等、外部識者との意見交換を密にし、コンプライアンス機能の充実に努める。

監査役はコンプライアンス体制の運行定着状況や、法令ならびに定款上の問題の有無を監視し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、既存の「文書規程」、「稟議規程」に従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存するものとする。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について諸規定に準拠して実施されているかを監査し、必要に応じ、取締役会に報告する。

「文書規程」、「稟議規程」は適時見直しを行い、改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、次の(1)から(4)のリスクを認識し、その把握と管理、及び個々のリスクについての損害を最小限に食い止めるための体制を整備する

- (1) 地震、火災、事故等の災害により事業活動に重大な損失を被るリスク
- (2) 役員及び使用人の不適正な業務執行により、販売・生産活動に重大な支障を被るリスク
- (3) 基幹電算システムの不具合により重大な被害を被るリスク
- (4) その他、取締役会がきわめて重大と判断するリスク

上記リスクに対する各部門ごとのリスク管理体制を全社一元的に「リスク管理規程」として制定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」に定める。

代表取締役社長は、中期事業計画及び年次事業計画に基づいた各部門の目標に対し、職務分掌規程に準拠し、かつ効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、取締役会においてその達成状況を定期的に報告を行い、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

「職務分掌規程」は適時見直しを行い、改善を図る。

5. 株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、東海リースグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保する。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、企業理念にそったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。

関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

また、監査役が東海リースグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及びグループ会社との緊密な連携体制を構築する。

監査役は、定期又は臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

各部門は、当該使用人に対する監査役からの指示の実行性が確保されるよう適切に対応する。

7. 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び取締役は、取締役会及び各種の重要な会議において、随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2) 取締役及び使用人ならびに子会社取締役、監査役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

- 1) 当社及び当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
- 2) 当社及び当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
- 3) 社内外の環境、安全、衛生に関し重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
- 4) 社内の諸規程に対する重大な違反
- 5) その他1)～4)に準じる事項

(3) 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、出席取締役より業務の執行状況の報告を受けるほか、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

また、「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」に従い、監査の独立性と権限を保ちつつ、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を行い、必要あるときは、自らの判断で、弁護士等の外部アドバイザーを活用し、監査成果の達成を図る。
「監査役監査規程」ならびに「監査役監査実施細則」は、適時見直しを行い、改善を図る。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行上必要と認められる費用について、会社が負担するものとし、前払等の請求があるときは速やかにこれに応じるものとする。

(整備状況)

コンプライアンスについては、弁護士、公認会計士等の社外の専門家と密接な関係を保ちつつ、経営上のコンプライアンス機能の充実に努める。
また、社内における業務規定の遵守と社員への啓蒙を目的とし、「業務基準・業務取扱細則規定改正委員会」を発足し、全部署の末端に至るまで、業務規定と取扱細則の改正と、運行の定着を図る。
また、取引先に対する信用リスクを客観的に評価するために、外部信用調査機関より、定期的かつ必要に応じて与信情報の照会を行い、不良債権の発生リスクを最小限に抑えることとする。

(内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続)

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部門として業務執行ラインから独立した検査室を設置する。検査室は監査役及び会計監査人の監査とは別に「内部検査規定」に基づき内部統制の有効性や業務執行に係る適正性の検査を目的として、年間計画による業務監査及び必要に応じて別途検査を実施する。監査役と検査室とは、日常より情報交換を行い、監査の効率化と実効性の向上に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、有事の際には法的対応を含め、適切かつ組織的に毅然とした態度で対応するために、以下のとおり体制を整備する。

- 1) 反社会的勢力対応部門責任者の設置
- 2) 警察など外部の専門機関との連携強化
- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集と社内での対応方法の周知徹底

なお、今後、対応マニュアルの整備や社内研修などさらに体制の強化を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

